

全動薬協会報

No.375

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2025年9月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目 次

○農林水産省等からのお知らせ（2025年7月14日～2025年9月19日）

・薬事関係

- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令 ……………2
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正 ……………2
- 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正 ……………3
- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料糖を指定する政令の一部改正 ……………4

・家畜衛生関係

- ランピースキン病防疫対策要領の一部改正等について ……………6
- 福岡県における野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について ……………6
- 韓国の家きん農場における当病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫対策の再徹底について ……………8

・その他

- 物資の流通の効率化に関する法律の来年度施行にかかる政省令の公布について ……………11

○農林水産省等の報告・統計から

- 獣医師数（令和6年12月31日届出） ……………12
- 令和6年畜産統計（令和7年2月1日現在） ……………13
- 令和6年農業物価指数（令和7年7月25日公表） ……………14

○事務局だより

- 新規事業：認定更新研修・新規認定研修 ……………15
- 令和7年度第2回理事会・ブロック長会合同会議開催 ……………17
- 専門委員会・メーカーとの情報交換会開催 ……………17
- 電子指示書システム運用開始のお知らせ（農林水産省） ……………19

○協会ホームページから ……………20

○「動薬手帳2026年版」のご案内 ……………21

○新連載「変革期の獣医療業界を支える卸売業 第2回」（別刷カラー版）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する
省令等の一部改正について

◇
○農林水産省等からのお知らせ

☆☆薬事関係

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。

(別紙2)

政令第二百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十一月二十日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年五月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

防衛大臣 中谷 元

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

体重がおおむね70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料以外の飼料に用いることができないと定められている飼料添加物「安息香酸」について、豚を対象とする飼料全般に用いることができるようにしたいと、

◇ ◇ ◇

7消安第2883号

令和7年8月25日

一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

メーカーから要望があった。そのため、「安息香酸」について、対象家畜を拡大する。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

省令別表第1の1の(2)のヌにおいて、安息香酸は豚以外の飼料に用いてはならない旨を規定する改正を行う。

4 施行期日

令和7年8月25日

5 パブリックコメントの実施期間

令和7年6月30日～7月29日

◇ ◇ ◇

医薬発0829第3号

令和7年8月29日

厚生労働省医薬局長

(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第85号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N'- (1, 1-ジメチルエトキシカルボニル) -N, N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
- ② 5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びその塩類
- ③ 4-ベンゾイル-N, N-ジエチル-7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（令和7年8月29日）から起算して10日を経過した日（令和7年9月8日）から施行する。

◇ ◇ ◇

医薬発0903第3号

令和7年9月3日

厚生労働省医薬局長

(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第312号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約（昭和39年条約第22号）第3条第7項の規定に基づき、4物質を附表Ⅰに、また、向精神薬に関する条約（平成2年条約第7号）第2条第7項の規定に基づき、1物質を付表Ⅱに、1物質を付表Ⅳに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

このため、我が国でも、国内法令（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「麻薬等指定政令」という。))を改正し、これらの物質を麻薬又は向精神薬として規制するため必要な措置をとるものであること。

第2 改正の内容

1 麻薬等指定政令の一部改正

(1) 次の5物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
 - ② 2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
 - ③ 5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
 - ④ 6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール及びその塩類
 - ⑤ 2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ※①～③、⑤：千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加
- ④：向精神薬に関する条約の付表Ⅱに追加

(2) 次の1物質を新たに向精神薬に指定した。

N-(プロパン-2-イル)カルバミン酸2-[(カルバモイルオキシ)メチル]-2-メチルペンチル(別名カリソプロドール)及びその塩類

※向精神薬に関する条約の付表Ⅳに追加

2 施行期日

公布の日（令和7年9月3日）から起算して30日を経過した日（令和7年10月3日）から施行する。

第3 留意事項

1 麻薬関係

(1) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）による規制

を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

(2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、(1)と同様に記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

(3) (1)及び(2)について、法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。

(4) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。

(5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

2 向精神薬関係

(1) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が業務又は研究のため、今般向精神薬に指定される物質（以下「向精神薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、法による規制を受けることから、施行日までにあらかじめその業務の目的に応じた向精神薬営業者の免許取得、向精神薬試験研究施設設置者の登録等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

(2) 既に向精神薬営業者の免許を取得してい

る者等が、向精神薬指定物質を取り扱う場合についても、(1)と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

(3) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が所有している向精神薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。また、向精神薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。

(4) 改正政令の施行日以降に向精神薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第4 物質の構造式等

別添のとおり（別添略）

第5 その他

麻薬指定物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物として指定されているが、今般の改正政令の施行により、麻薬として指定され、指定薬物ではなくなる。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）の一部を改正する省令が公布される予定であるので、併せて御了知いただきたい。

◇

☆☆ 家畜衛生関係

7消安第2683号
令和7年7月28日

農林水産省消費・安全局長

ランピースキン病防疫対策要領の一部改正
等について

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令」(令和7年政令第256号)、「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」(令和7年農林水産省令第32号、以下「指定政令」という。)及び「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則」(令和7年農林水産省令第33号。以下「指定省令」という。)が施行されたことを踏まえ、「ランピースキン病防疫対策要領」(令和6年1月23日付け5消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生の予防及びまん延防止措置の円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「則」という。)に規定する別記様式について、指定省令により読み替えることとなりますが、指定政令及び指定省令は期限を区切った緊急的な措置であることが

ら、則に規定する様式をそのまま使用するものと整理します。

また、発生予防及びまん延防止措置に係る通知等についても、監視伝染病又は家畜伝染病としている箇所を「ランピースキン病を含むもの」として運用いただきますようお願いいたします。

以上

◇ ◇ ◇

7消安第3111号
令和7年8月19日

農林水産省消費・安全局長

福岡県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県久留米市で死亡していた野生いのししにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、飼養豚における豚熱発生のリスクが高まっています。

御承知のとおり、九州は、我が国の豚の約3分の1が飼養される一大養豚産地であり、確実な野生いのししでの豚熱の感染拡大阻止が求められます。貴県での今後の対策の強化は、貴県のみならず九州全域の豚熱対策にとって極めて重要です。また、野生いのししでの感染拡大を防ぐには初動対応が極めて重要です。そのため、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組んでいただく必要があります。

貴県におかれては、強い緊張感を持って、関係者が一体となり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、貴県における迅速かつ的確な野生いのししに対する防疫措置の実行を、最大限に実施いただくようお願いいたします。

下記のとおり、各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまで、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

「九州各県における野生いのししの豚熱対策について」（令和7年7月28日付7消安第2691号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）でお知らせしたとおり、11月までをサーベイランス強化期間として、この間、野生いのししでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に、野生いのししの捕獲の強化をお願いいたします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおける感染拡大を抑えるため

には、経口ワクチン散布推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。今回の豚熱感染事例を踏まえ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第24による専門家の検討を行い、貴県を豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域とすることが決定しました。

貴県におかれましては、速やかに今年度の経口ワクチンの散布計画を策定する等、経口ワクチンの散布準備を進めていただくとともに、特に陽性が確認された地域については、緊急的な散布を実施するようお願いいたします。

3 捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。このため、狩猟者等に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

5 飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いいたします。

(1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣

医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

(2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。

① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限

② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理

③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善

(3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。

(4) 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

◇ ◇ ◇

7消安第3657号
令和7年9月16日

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について

今般、韓国当局から、本年9月12日に韓国の京畿道坡州（キョンギドパジュ）市の地鶏農場（約3,100羽）において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）が発生した旨、公表されました（別添参照）。

本事例は、韓国において冬季の渡り鳥の飛来が始まる時期である9月以降で初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例であり、我が国においても、韓国に飛来したものと同一地域（シベリア等）からの渡り鳥や韓国からの渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが持ち込まれる可能性があります。また、既に北海道においても渡り鳥の飛来が確認されており、発生リスクが高まっています。これらを踏まえ、我が国への本病ウイルスの持込み・発生について更なる警戒が必要となります。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和7年9月8日付け7消安第3460号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん農場における発生予防対策、異状の早期発見・早期通報等の徹底を御指導いただいているところですが、今般の事例を踏まえ、改めて関係者に対し、高病原性鳥インフルエンザの発生予防を徹底するよう御指導をお願いします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイトにて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【参考】農林水産省ウェブサイト

○鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

（別添）

令和7年9月13日

動物衛生課国際衛生企画班

（仮訳）

件名：京畿道坡州の地鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ発生、防疫管理を強化

掲載：韓国当局プレス

日時：2025年9月13日付

URL:

<https://www.mafra.go.kr/FMDAI2/2227/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJ-TJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjU3NTA3N-iUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRg%3D%3D>

農林畜産食品部（長官ソン・ミリョン、以下農林水産食品部）は2025年9月12日（金）に報告された京畿道坡州市所在の地鶏農場（約3,100羽）において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）が発生したことを受け、翌13日（土）に関係機関及び自治体などが参加する防疫対策会議を開催し、発生状況及び防疫対策の点検を行い、防疫管理の強化を図ることを明らかにした。

9月12日（金）、当該農場では死亡数の増加を受けて防疫当局に通報がなされ、精密検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された。9月は冬季渡り鳥の国内飛来が始まる時期であり、発生リスクが高まるため、追加発生を防ぐための防疫管理強化が求められる状況である。

※2024/2025シーズン最後の発生事例：2025年6月27日、慶尚南道金海市の小規模家きん農場

農林水産食品部は、H5型抗原が確認された直後に初動対応チームを現場に派遣し、農場への出入り制限、殺処分、疫学調査などの先制的な防疫措置を実施している。また、全国の家きん農場、関連畜産施設（と殺場など）、畜産車両に対して、9月12日（金）22時から13日（土）22時までの24時間、移動停止命令（Standstill）を発令し、その履行状況を点検している。

さらに、農林水産食品部は高病原性鳥インフルエンザの予防及び追加発生の防止を目的として、以下の防疫措置を強化する。

第一に鳥インフルエンザ（AI）緊急行動指針（SOP）に基づき、危機警報段階を「関心」から「注意」へと引き上げ、発生自治体及び周辺

自治体に家畜疾病防疫対策本部及び状況室を設置する。

※鳥インフルエンザの危機警報は3段階に区分（関心、注意、深刻）

第二に地鶏における感染拡大を防ぐため、京畿道内の全地鶏農場（23か所）、全国の伝統市場にある家きん販売所（203か所）、家きん飼育場（79か所）、関連畜産車両（120台）に対して、9月14日から24日まで一斉精密検査を実施する。また、全国の家きん取引業者（93人）及び過去に発生した地鶏農場（74か所）に対して、9月14日から26日まで消毒及び防疫実態の重点点検を行う。加えて、毎週水曜日を全国伝統市場の「一斉休業・消毒の日」と定め、各自治体が移動制限解除まで履行状況を点検する。

第三に家きん農場、畜産施設及び車両の内外における汚染源の除去を目的として、9月14日から27日までを「全国一斉集中消毒週間」と定め、毎日消毒を実施する。特に発生地域である坡州及び隣接地域（楊州、高陽、金浦）には消毒車両を追加配備（8台）し、発生地域及び農場の出入口などを重点的に消毒する。

第四に高病原性鳥インフルエンザの拡散防止を目的として、特別防疫対策期間中に発令された行政命令（11件）及び公告（7件）を9月22日から早期施行し、防疫基準を強化し、肉用鶏及び肉用あひる農場における一斉入舎・出荷期間を短縮し、車両や人の移動による汚染源の流入を最小限に抑える。

※（行政命令）渡り鳥飛来地への畜産車両・関係者の出入り制限、家きん農場での放し飼い禁止など。（公告）車両の消毒証明書の確認・保管、農場出入口での二段階消毒、畜産機器の共同使用禁止など

第五に感染個体の早期検出を目的として、発生地域の家きん農場には「深刻」段階の検査周期（※1）を適用し、その他の地域には「注意」段階の検査体制（※2）を運用する。また、と殺場に出荷される地鶏についても、検査も2週

間拡大（出荷農家の10%から30%に拡大）して実施する。

※1（深刻）採卵鶏・地鶏は2週間に1回、肉用鶏は飼育期間中1回、肉用あひるは飼育期間中3～4回

※2（注意）採卵鶏・地鶏は月1回、ブロイラーは四半期に1回、肉用アヒルは飼育期間中2回

農林水産食品部のカン・ヒョンソク次官は、「冬季渡り鳥の国内飛来がすでに始まっており、家きん農場で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、政府、家きん農家など全ての関係者は一層の警戒心を持って徹底した防疫管理を行ってほしい」と述べた。

また、「近年の発生傾向とは異なり、やや早い時期に家きん農場で発生した原因について、検疫本部及び自治体が徹底的に調査し、その結果を速やかに関係機関や生産者団体に共有し、同様の事例が再発しないよう努めてほしい」と説明した。

最後に、「まもなく渡り鳥の本格的な飛来が始まり、例年より長い秋夕（チュソク）連休により人と車両の移動が増加すると予想されるため、家きん農場をはじめとする畜産関係者は、今回実施される防疫措置を徹底して履行し、疑わしい症状が見られた場合は速やかに防疫当局へ通報してほしい」と強調した。

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2025年9月以降)

2025年9月13日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林水産食品部

京畿道			
(1) 2025.9.12	坡州市	肉用鶏	3,100羽 H5N1 (高病原性)



高病原性鳥インフルエンザの発生状況(確定)

月	事例数	殺処分羽数(羽)
9月	1	3,100

韓国の家きんにおけるHPAIの月ごとの発生件数推移

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
R4(2022)	0	3	24	29	7	6	2	4	0	0
R5(2023)	0	0	1	24	5	1	0	0	1	0
R6(2024)	0	1	4	14	12	4	8	4	1	3
R7(2025)	1									

- (注) (動物衛生課まとめ)
- ・ 農林水産省にて発生報告ごとに累計(予防的殺処分等は含まず)
 - ・ 事例数等は病原性が確定した事例のみ記載
 - ・ 日付は症状が確認された日または検体採取日(赤字は更新箇所及び最新情報に基づいた修正箇所)
 - ・ R型未記載は、未公表又は未確定
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7型型であって高病原性鳥インフルエンザでないものを意味し、H9型等の鳥インフルエンザは含まない
 - ・ 韓国での表記によらずカモ科の家きんはすべて「あひる」としている。

◇

☆☆ その他

事務連絡
令和7年8月29日

国土交通省物流・自動車局物流政策課
経済産業省商務・サービスグループ流通政策課物流企画室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

物資の流通の効率化に関する法律の来年度
施行に係る政省令の公布について

我が国の物流を支えるために荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して取り組む環境の整備に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）が第213回通常国会で成立し、令和6年5月15日に公布されました。

改正法による改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。以下「物流効率化法」という。）に基づき、令和7年4月1日から、全ての荷主（トラック運送事業を利用する事業者）に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和8年4月1日から、一定規模以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関して中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

※連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）にも荷主に準じる規制が課されます。

令和8年4月1日の施行に向けて、今般、令和7年8月8日に「物資の流通の効率化に関する法律施行令」（平成17年政令第298号。以下「令」という。）を改正し、特定荷主となる荷主の規模に

ついて、年間取扱貨物重量9万トン以上と定めました。また、同月29日に「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」（令和7年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第10号。以下「届出省令」という。）等を制定し、特定荷主制度に関する取扱貨物重量の算定方法や、提出物の様式等を規定しました。

つきましては、令和8年4月1日からの法施行の適確な実施に向けて、貴傘下会員に対して、下記の物流効率化法の内容について周知をよろしくお願いいたします。

なお、関係事業者における物流効率化法の理解の促進に資するよう、国土交通省、経済産業省及び農林水産省において「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」及び「物流効率化法理解促進ポータルサイト」を作成・公表をしておりますので、あわせてお知らせいたします。

（以下略）



○農林水産省等の報告・統計から

* 獣医師数（獣医師法第22条の届出）

（農林水産省 令和6年12月31日現在）

届出者総数は39,664名で、獣医師時に従事しないもの4,245名を除くと、35,419名。

獣医師法第22条の届出状況

届出者総数		39,664	
獣医師にに従事する総数		35,419	
獣医師に 従事するもの	国	計	549
		小計	340
	農林畜産 公務員	行政機関	137
		試験研究機関	0
		検査指導機関	203
		小計	141
	公衆衛生 公務員	行政機関	39
		試験研究機関	95
		検査指導機関	7
		環境	16
	その他	52	
	都道府県	計	6,166
		小計	2,726
	農林畜産 職	行政機関	348
		家畜保健衛生所	2,021
		試験研究機関	128
		その他	229
	公衆衛生 職	小計	3,281
		行政機関	309
		保健所等	1,164
試験研究機関		68	
食肉衛生検査センター、 食品衛生検査	1,484		
その他	256		
教育公務員	34		
環境	72		
その他	53		
市町村	計	1,971	
	小計	104	
農林畜産 職	行政機関	51	
	家畜診療所	53	
	小計	1,631	
	行政機関	83	
公衆衛生 職	保健所等	930	
	食肉衛生検査センター、 食品衛生検査	510	
	その他	108	
	教育公務員	1	
環境	53		
その他	182		

(単位:人)

獣医師に 従事するもの	民間	計	7,547
		小計	241
	農業協同組合	診療	130
		その他	111
	農業者 組合	小計	1,775
		診療	1,653
		その他	122
	製薬・飼料等 企業	小計	2,727
		試験研究	327
		診療	204
		製薬	851
		飼料	144
		その他	1,201
	独立行政 法人	小計	958
		大学	664
		その他	294
		競馬関係団体	255
	私立学校職員	628	
	社団・財団法人	648	
	その他	315	
診療施設	計	19,001	
	産業動物	小計	2,017
		開設者	1,566
	被雇用者	451	
	犬猫	小計	16,717
		開設者	8,028
被雇用者	8,689		
その他	小計	267	
	開設者	45	
被雇用者	222		
その他	185		
獣医師に従事しないもの		4,245	

注:令和6年12月31日

* 畜産統計（令和7年2月1日現在）

（令和7年7月25日公表）

1 乳用牛

飼養戸数は1万1,300戸で、前年に比べ600戸（5.0％）減少した。飼養頭数は129万3,000頭で、前年に比べ2万頭（1.5％）減少した。1戸当たり飼養頭数は114.4頭で、前年に比べ4.1頭（3.7％）増

加した。

2 肉用牛

飼養戸数は3万4,000戸で、前年に比べ2,500戸（6.8％）減少した。飼養頭数は259万5,000頭で、前年に比べ7万7,000頭（2.9％）減少した。1戸当たり飼養頭数は76.3頭で、前年に比べ3.1頭（4.2％）増加した。

1 乳用牛の飼養戸数・頭数

年次	飼養戸数	飼養頭数		1戸当たり
			経産牛頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 28 年	17,000	1,345	871	79.1
29	16,400	1,323	852	80.7
30	15,700	1,328	847	84.6
31 (旧)	15,000	1,332	839	88.8
31 (新)	14,900	1,339	841	89.9
令和 2	14,400	1,352	839	93.9
3	13,800	1,356	849	98.3
4	13,300	1,371	862	103.1
5	12,600	1,356	837	107.6
6	11,900	1,313	826	110.3
7	11,300	1,293	820	114.4

資料：農林水産省統計部「畜産統計」（以下2まで同じ。）

注：1 平成28年から平成31年（旧）までは畜産統計調査に基づく統計結果である（以下2において同じ。）。

2 平成31年（新）は、令和2年以降と同様の集計方法により作成した参考値である（以下2において同じ。）。

2 肉用牛の飼養戸数・頭数

年次	飼養戸数	飼養頭数		1戸当たり
			肉用種頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 28 年	51,900	2,479	1,642	47.8
29	50,100	2,499	1,664	49.9
30	48,300	2,514	1,701	52.0
31 (旧)	46,300	2,503	1,734	54.1
31 (新)	45,600	2,527	1,751	55.4
令和 2	43,900	2,555	1,792	58.2
3	42,100	2,605	1,829	61.9
4	40,400	2,614	1,812	64.7
5	38,600	2,687	1,882	69.6
6	36,500	2,672	1,897	73.2
7	34,000	2,595	1,851	76.3

*** 令和6年農作物価指数 (令和7年7月25日公表)**

1 農産物価指数 (令和2年=100)

令和6年の農産物価指数(総合価指数(以下「総合」という。))は117.3で、前年に比べ8.0%

上昇した。

2 農業生産資材価指数(令和2年=100)

令和6年の農業生産資材価指数(総合)は120.6で、前年に比べ0.6%低下した。

◎ 累年データ

図1 農作物価指数の推移(令和2年=100)

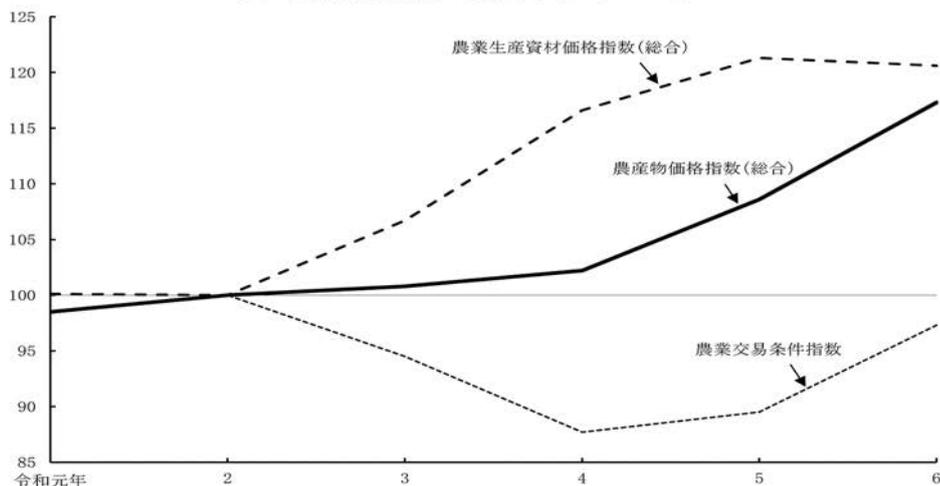


表3 農産物の年次別価格指数及び対前年騰落率

区 分	年次別価格指数						対前年騰落率						寄与度
	令和元年	2	3	4	5	6	令和2年	3	4	5	6		
							%	%	%	%	%		
農産物(総合)	98.5	100.0	100.8	102.2	108.6	117.3	1.5	0.8	1.4	6.3	8.0	%	
うち米	101.7	100.0	88.6	82.0	90.2	114.5	△1.7	△11.4	△7.4	10.0	26.9	3.52	
麦	96.1	100.0	106.1	118.4	106.9	100.9	4.1	6.1	11.6	△9.7	△5.6	△0.04	
雑穀	156.1	100.0	126.0	161.6	193.3	192.0	△35.9	26.0	28.3	19.6	△0.7	0.00	
豆	98.3	100.0	99.8	105.0	104.3	100.3	1.7	△0.2	5.2	△0.7	△3.8	△0.03	
い も	82.2	100.0	113.9	103.7	99.8	106.5	21.7	13.9	△9.0	△3.8	6.7	0.17	
野 菜	95.9	100.0	96.7	106.2	113.3	127.7	4.3	△3.3	9.8	6.7	12.7	3.27	
果 実	87.5	100.0	100.9	101.4	105.3	124.9	14.3	0.9	0.5	3.8	18.6	1.74	
工芸農作物	104.7	100.0	113.4	113.1	111.7	115.4	△4.5	13.4	△0.3	△1.2	3.3	0.10	
花 き	107.9	100.0	107.8	117.2	119.1	126.1	△7.3	7.8	8.7	1.6	5.9	0.23	
畜 産 物	102.2	100.0	105.6	105.3	113.4	110.6	△2.2	5.6	△0.3	7.7	△2.5	△1.01	
うち鶏 卵	98.6	100.0	125.9	128.7	178.9	139.2	1.4	25.9	2.2	39.0	△22.2	△2.05	
生 乳	99.5	100.0	99.4	99.9	109.9	117.0	0.5	△0.6	0.5	10.0	6.5	0.63	
肉 畜	99.8	100.0	102.5	106.7	108.6	111.9	0.2	2.5	4.1	1.8	3.0	0.52	
子 畜	112.8	100.0	105.4	88.7	75.8	75.3	△11.3	5.4	△15.8	△14.5	△0.7	△0.03	

注：寄与度は、令和6年の農産物価指数(総合)の対前年騰落率に対するものである。

表4 農業生産資材の年次別価格指数及び対前年騰落率

区 分	年次別価格指数						対前年騰落率						寄与度
	令和元年	2	3	4	5	6	令和2年	3	4	5	6		
							%	%	%	%	%		
農業生産資材(総合)	100.1	100.0	106.7	116.6	121.3	120.6	△0.1	6.7	9.3	4.0	△0.6	%	
うち種苗及び苗木	97.4	100.0	101.5	104.0	106.8	109.6	2.7	1.5	2.5	2.7	2.6	0.10	
畜産用動物	111.5	100.0	105.9	96.2	88.3	86.8	△10.3	5.9	△9.2	△8.2	△1.7	△0.14	
肥 料	99.2	100.0	102.7	130.8	147.0	136.9	0.8	2.7	27.4	12.4	△6.9	△0.65	
飼 料	99.4	100.0	115.6	138.0	145.7	140.5	0.6	15.6	19.4	5.6	△3.6	△0.98	
農業薬剤	98.2	100.0	100.2	102.9	112.9	114.8	1.8	0.2	2.7	9.7	1.7	0.13	
諸 材 料	96.9	100.0	100.1	103.3	112.3	116.9	3.2	0.1	3.2	8.7	4.1	0.23	
光熱動力	107.8	100.0	112.3	127.3	126.9	130.0	△7.2	12.3	13.4	△0.3	2.4	0.22	
農 機 具	98.4	100.0	99.9	100.9	105.0	108.3	1.6	△0.1	1.0	4.1	3.1	0.36	
自動車・同関係料金	98.1	100.0	100.4	101.0	102.2	104.2	1.9	0.4	0.6	1.2	2.0	0.05	
建築資材	98.4	100.0	113.0	133.3	137.2	137.0	1.6	13.0	18.0	2.9	△0.1	△0.01	
農用被服	96.8	100.0	100.3	103.0	110.0	114.0	3.3	0.3	2.7	6.8	3.6	0.02	
賃借料及び料金	97.9	100.0	100.8	102.3	105.0	107.8	2.1	0.8	1.5	2.6	2.7	0.14	

注：1 寄与度は、令和6年の農業生産資材価格指数(総合)の対前年騰落率に対するものである。

2 諸材料は、野菜・果実用段ボール、農業用ビニール、梱包用樹脂製品等である。

◇

☆事務局だより

○研修事業

1 認定更新研修

5年に一度ブロックごとに開催していた既認定研修を見直し、今年度からすべてWEBによる研修としました。今後は、認定の更新に合わせて、受講は3年毎となります。

販売員等の受講対象者（これまで研修を受けたことがない者を含む）については、今年度か

らの3か年に分散することとしたところ、申込者数は501名となりました。研修期間は8月27日から9月23日まで。

2 新規認定研修

昨年度から、研修会（東京御茶ノ水）とWEB研修の2方式の受講とし、今年度の研修会は11月5日・6日、WEB研修は、その後11月末まで実施の予定です。

2025(令和7)年度認定更新研修 科目一覧

受講期間:2025年8月27日(水)～9月23日(火・祝)

No.1～4を必修科目とし、4科目を視聴することにより認定を更新する。

No.	科目	講師 (所属) 敬称略
1必	動物薬をめぐる動き 及び 動物薬事関連法規・制度	榊 基 (農林水産省 消費・安全局 畜水産安全課 薬事指導班 専門官)
2必	家畜衛生をめぐる情勢	松井 裕祐 (農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐)
3必	独占禁止法の解説 (入札談合・カルテル)	相関 透 (公益財団法人公正取引協会 客員研究員)
4必	世界の中の日本 ～動物薬の潮流～	氏政 雄揮 (アームズ(株)代表取締役)
5	小動物獣医療業務の現場の一年	佐伯 潤 (大阪府獣医師会会長・帝京科学大学教授)
6	養豚コンサルタント獣医の 業務内容と各種防疫対応	吉川 康宏 (グローバルピッグファーム(株) 常務取締役)
7	畜産獣医療の現場(肉牛)	大橋 邦啓 (大橋獣医科医院 院長)
8	養鶏のバイオセキュリティ強化と 新しい消毒法	竹原 一明 ((公財)畜産技術協会参与・ 東京農工大学名誉教授・鶏病研究会副理事長)
9※	獣医療の現状と今後(酪農)	芦沢 博道 (㈲ROMデーリーアシスト代表取締役)
10※	世界と日本における 水産養殖業の動向	高橋 隆行 ((株)SINRA代表取締役・ 愛媛大学農学部大学院農学研究科客員教授)

No.1～8の科目は8月27日(水)から視聴可能です。

No.9※、No.10※は、10月以後に協会HP会員専用ページにて公開予定。

2025(令和7)年度 新規認定研修会 科目一覧 講義日程(予定)

研修会:令和7年11月5日(水)・6日(木) 御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター
Web研修:受講期間11月17日(月)～28日(金)、試験期間11月21日(金)～28日(金)

No.	時間	科目	講師(所属)敬称略
第1日 11月5日(水)			
1 試	10:20～ 11:50	<関係法規>① 動物薬をめぐる動き 及び 動物薬事関連法規・制度	榑 基 (農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班 専門官)
	12:00～12:50	○昼食○	
2 試	13:00～ 13:50	<動物用医薬品等>② 動物用ワクチンの解説	嶋崎 洋子 (農林水産省 動物医薬品検査所 検査第一部長)
3 試	14:00～ 14:50	<関係法規>③ 獣医師法・獣医療法の解説	鴨川 まり (農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 小動物獣医療企画係長)
4	15:00～ 15:50	<獣医療関係業務>① 小動物獣医療業務の現場の一年	佐伯 潤 (大阪府獣医師会会長・帝京科学大学教授)
5	16:00～ 16:50	<動向情勢>② 動薬市場の動向	氏政 雄揮 (アームズ株式会社 代表取締役)
	17:30～19:30	○情報交換会○	
第2日 11月6日(木)			
6 試	10:00～ 10:50	<動物用医薬品等>① 動物薬の基礎	味戸 忠春 (日本獣医生命科学大学 教授)
7 試	11:00～ 11:50	<関係法規>② 家畜衛生をめぐる情勢	松井 裕佑 (農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐)
	12:00～12:50	○昼食○	
8 試	13:00～ 13:50	<コンプライアンス等>① 遵法・企業倫理・販売員の使命・ 独占禁止法の解説	相原 夏実 (全国動物薬品器材協会 理事長)
9	14:00～ 14:50	<獣医療関係業務>④ 酪農場の健康管理ー考え方と ROMの業務内容	芦沢 博道 (有)ROMデーリーアシスト 代表取締役)
	15:10～16:00	◇試験◇ 16:00閉会	
10 試	Web講習	<関係法規>④ 飼料安全法の解説	永原 貴子(農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐)
11	Web講習	<動向情勢>① 畜産の動向	山本 将平(農林水産省 畜産局 総務課 畜産総合推進室 専門官)
12	Web講習	<獣医療関係業務>② 畜産獣医療の現場(肉牛)	大橋 邦啓 (大橋獣医科医院 院長)
13	Web講習	<獣医療関係業務>③ 養豚コンサルタント獣医の 業務内容と各種防疫対応	吉川 康宏 (グローバルピッグファーム(株)代表・獣医師)
14	Web講習	<獣医療関係業務>⑤ 養鶏のバイオセキュリティ強化と 新しい消毒法	竹原 一明 ((公財)畜産技術協会参与 東京農工大学名誉教授・鶏病研究会副理事長)
15	Web講習	<獣医療関係業務>⑥ 世界と日本における 水産養殖業の動向	高橋 隆行 ((株)SINRA代表取締役・ 愛媛大学大学院農学研究科 客員教授)

注1: 集合研修に参加の場合、上記科目No.10(飼料安全法の解説)は、事前にWebで受講すること。

注2: 試験対象科目は、上記科目No.1～3、6～8、10の7科目。

○令和7年度第2理事会ブロック長会合同会議

(令和7年9月18日(木)、東京港区)

専門委員会・メーカーとの情報交換会の前に開催しました。

○令和7年度専門委員会・メーカーとの情報交換会

令和7年9月118日(木)に、バイサイドホテルアジュール竹芝(東京港区)で開催しました。

- ・14:30～16:30 分野別専門委員会
(畜産薬、小動物薬、水産薬)
- ・16:45～17:45 全体会議

委員長報告、農林水産省説明、理事長挨拶
参加者数は、委員(会員)18名、メーカー(賛助会員)27名、及び理事・ブロック長15名でした。来賓として農林水産省から、消費・安全局畜産安全管理課 柳澤洋喜課長補佐、保坂綾課長補佐、榊基専門官はじめ5名ご出席で、全体会議において「動物用医薬品の安定供給の推進(8年度予算概算要求(別添1))及び「電子指示書システム運用開始のお知らせ(別添2)」のご説明がありました。

*分野別専門委員会の議事は以下のとおりです。
(3専門委員会共通) *水産薬は冒頭講演)

1 ブロックからの課題まとめ

動物薬の安定供給、物流(コード含む)、人材確保、薬機法関連、災害対応等。

2 今後の対応(委員会後の取り組み)

- (1)今年度初めて、報告書(課題と展望)を作成し、会員及び賛助会員、並びに国、獣医師、生産者等に配付し情報共有。
- (2)その他の具体的な取り組み
 - ・国との情報交換会の開催
 - ・安定供給に関する報告書・リーフレットの作成等。



相原理事長



総会会場から

(別添1)

○ 動物用医薬品の安定供給の推進（動物用医薬品対策事業）

令和8年度予算概算要求額 102百万円（前年度 83百万円）

<対策のポイント>

動物用医薬品の承認審査に係る基準の国際的調和の推進等への支援や民間だけの力では実用化が進みにくい動物用医薬品等の開発費等の支援により動物用医薬品等の実用化を促進するとともに、安定供給を図ることで持続的な畜水産物生産の確保に貢献します。

<事業目標>

動物用医薬品の迅速な承認審査の実施、家畜・養殖水産動物の防疫体制の構築、薬剤耐性対策に必要な動物用医薬品等の安定供給

<事業の内容>

1. 動物用医薬品対策事業

① 動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成の推進

動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発活動を推進します。

② 新技術を活用した動物用医薬品等の基準等の作成

新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請に必要な試験方法の基準等の作成に必要な開発費を支援します。

③ 新しい動物用医薬品等の実用化促進

実用化が見込まれる新技術や希少疾病用、薬剤耐性対策に資するものなど、ニーズの高い動物用医薬品等の承認申請に必要な試験等の開発費を支援します。

④ 産業動物用ワクチンの開発促進

経済損失の大きい慢性疾病など飼養形態にあった使いやすい産業動物用ワクチン等、生産現場が求めるワクチンの実用化を目指した開発段階の試験費を支援します。

2. 動物用医薬品安定供給対策事業委託費

動物用医薬品の安定供給体制の強化に向け、関係者の連携体制を整備し、必要な調査や承認制度等の最適化のための検討等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

消費・安全局畜水産安全管理課 (03-3502-8701)

農林水産省からのご案内

電子指示書システム運用開始のお知らせ

2025年4月から、獣医師が発行した指示書を電子で受け取ることができる電子指示書システムの運用が始まりました。

利用は無料(*)です。農場ごとの医薬品処方量を可視化することで薬剤耐性対策にも有用です。是非ご利用ください。

(※通信料は個人負担となります)



獣医師



診療・指示書発行

生産者



指示書の確認

販売店



指示書に基づき動物用医薬品を販売

指示書を電子化して投薬業務を効率化！

ご不明点は、飼養衛生ポータルコールセンターまでお問い合わせください。
電話:050-3501-7060
受付時間:平日09時30分~17時30分(土日祝日及び年末年始を除く)

担当: 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
薬剤耐性対策班 03-3502-8097

電子指示書システムの利用申請
をお考えの方はこちら→

農林水産省HP
(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>)



◎協会ホームページから

- ①協会報に新連載の「変革期の獣医療業界を支える卸売業」～市場環境・技術革新・法制度の変化と向き合うために～を掲載。
- ②認定更新研修及び新規認定研修の案内
昨年度の研修科目は「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で視聴できます。
- ③最新の会員名簿
「協会について」⇒会員一覧、都道府県別」を参照してください。
- ④動薬手帳2026年版の案内
11月に発行予定です。販売予約受付中です。



【お願い】

都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等の際には、事務局にご連絡ください。各種変更届の書式については、トップページ右上「会員専用ページ」から出力してご活用下さい。

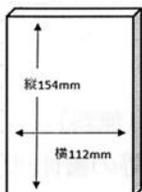


東京湾（専門委員会・メーカーとの情報交換会の会場から）

☆「動薬手帳2026年版」の申込受付中

「動薬手帳2026年版」は、農林水産省及び製薬 載し、11月末に刊行予定です。
メーカー60社余のご協力を得て、最新情報を収

「動薬手帳2026年版」のご案内



手帳様式等：B6変形版 縦154mm 横112mm（従前どおり）
約470ページ 令和7年11月末に発行予定

— 掲 載 内 容 —

I 法規編

- 1 動物医薬品等関係法規 法律、規則、省令等
- 2 家畜伝染病予防法
- 3 獣医師法

II 製剤編（2,000品目余掲載）

- 1 一般薬製剤の部
 - (1) 牛用製剤 (2) 馬用製剤 (3) 豚用製剤 (4) 鶏用製剤 (5) 水産用製剤
 - (6) 養蜂用製剤 (7) 犬・猫用製剤 (8) 観賞魚用製剤 (9) 畜舎等
- 2 生物学的製剤の部
 - (1) 牛用ワクチン (2) 豚用ワクチン (3) 鶏用ワクチン (4) 馬用ワクチン
 - (5) 犬(猫)用ワクチン (6) 猫用ワクチン (7) 水産用ワクチン (8) 血清 (9) 診断薬
- 3 再生医療等製品
- 4 【索引(製剤別)】 【販売元会社等の名称】

III 関係官庁等一覧

- 1 動物薬事関係官庁
- 2 家畜保健衛生所
- 3 動物医薬品関係団体
- 4 協会会員
- 5 賛助会員（メーカー等）

【本体価格】 1,300円（税込1,430円）

（注：印刷製本費等諸経費値上げにより、価格改定しました）

【購入申込方法】 申込書等を下記にメール又はFAX 申込用紙等は協会HPに。

メールアドレス：zdk2m@jadida.or.jp（もしくはzdk1s@jadida.or.jp）

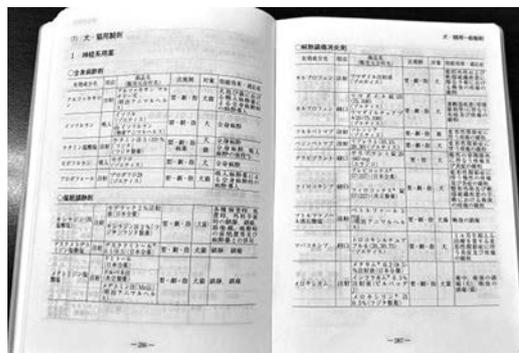
FAX番号： 03-3834-5440

【送料】	注文冊数	会員・賛助会員	会員・賛助会員以外
	1～2冊の場合	300円（税込）	430円（税込）
	3～4冊の場合	300円（税込）	600円（税込）
	5冊以上の場合	送料無料	1,100円（税込）

【支払い方法】 商品発送時に請求書（納品書）を同封いたします。



動薬手帳（外観、一般薬製材のサンプルページ）



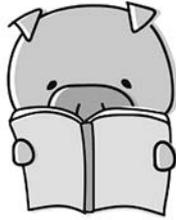
「全動薬協会報」への広告掲載の新規申込のお願い

当協会が隔月（奇数月、年6回）に刊行している「全動薬協会報」への広告主を募集しています。詳しくは、本協会事務局にお問い合わせください。
 なお、広告掲載は毎号でなくても結構です。

発行部数は約800部で、主な配布先は、協会会員（正会員、賛助会員）のほか、官公庁（国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、家保、畜産関係部署）、関係団体（国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、畜産）。

本会刊行図書案内

- ・動薬手帳2026年版(動薬ハンドブック)
B6変形判 470頁
関係法規、一般製剤、生物学的製剤ほか
予約を開始いたしました。
P21のご案内を参照ください。



本会報の送付停止を希望される場合は、ご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

- 委員長 相原夏実(理事長)
- 副委員長 塩田忠(専務理事)
- 委員 一柳吉孝(副理事長)
- ” 市野沢信成(副理事長)
- ” 辻真樹(副理事長)
- ” 松田怜士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No.375

発行所 一般社団法人全国動物薬品器材協会
東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F
TEL 03-5812-4177
FAX 03-3834-5440
E-mail jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田忠

<https://www.vaxxinoa.co.jp>

Japan
vaxxinoa
veterinary prevention strategies



- | | | |
|----------------------------------|------------------------|---------------------|
| ■ バックスオンND-IB-EDS | ■ MD生ワクチン(HVT) | ■ MG生ワクチン |
| ■ バックスオン-ガンボロ2 | ■ MD生ワクチン(CVI) | ■ AE液状生ワクチン |
| ■ バックスオンIBD-CA | ■ バックスオンMD (CVI)-N | ■ バックスオンAE・Pox(液状) |
| ■ IB生ワクチン(H120G) | ■ バックスオンMD(HVT+CVI)-N | ■ バックスオン・ボックス(ひな用) |
| ■ NB生ワクチン(B ₁ +H120G) | ■ 2価MD生ワクチン(H+S) | ■ バックスオン・ボックス(中大雛用) |
| ■ アビプロSE | ■ イノボ鶏痘/2価MD生ワクチン(H+S) | |

ワクチノーバ株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目24-8オリックス浜松町ビル4階
TEL 03-6895-3710 FAX 03-6895-3711



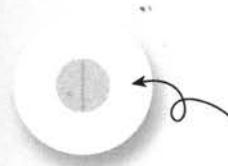
症状に合わせて、適切な量を
細かくコントロール

新規格

2.5mg/錠 誕生

動物用医薬品 要指示 指定

トリロスタブ® 2.5



よりきめ細かく処方できる
小粒サイズ
実寸 φ7mm×厚さ約2.2mm



ワンちゃん大好き

**牛肉
フレーバー***

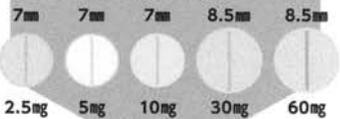


投薬しやすい
錠剤タイプ



与えやすい大きさ
小粒サイズ

〈実寸サイズ〉



※牛肉は含まれておりません

犬の
クッシング症候群に
伴う諸症状に

トリロスタブ (TRILOSTAB) は
フジタ製薬株式会社の
登録商標です

小型犬から大型犬までカバーする多彩なバリエーション

動物用医薬品 要指示 指定

トリロスタブ® シリーズ

2.5・5・10・30・60



ささえあ製薬株式会社 **フジタ** 製薬株式会社

動物用医薬品 要指示 指定

健康にアイデアを
meiji

フォーシル[®]S 誕生!

1mL中 マルボフロキサシン160mg含有



※本剤は獣医師等の処方箋・指示により使用するべき要指示医薬品です。ご使用の際は製品の添付文書をよくお読みください。

- ✓ 1治療 1回筋肉内投与の高用量ワンショット製剤
 - ・マルボシルの4倍量 (マルボフロキサシンとして8mg/kg)を単回投与
 - ・投与作業の省力化と動物への負担を軽減できる製剤
- ✓ 適応症：第一次選択薬が無効の場合の下記適応症豚；大腸菌性下痢症
- ✓ 耐性菌の発生リスクを低減させる製剤設計
 - ・AMR対策に貢献
- ✓ 使用禁止期間
 - 豚：食用に供するために殺する前8日間

出典：フォーシルS製造販売承認申請資料



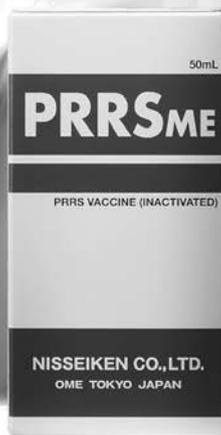
添付文書情報



明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号

安心と効果を一本に

— PRRS対策のニュースタンダード —



日本初の北米型PRRS不活化ワクチン

スワインテクト®PRRS-ME

安全性、有効性の高い
マイクロエマルジョンアジュバントを使用
投与によるウイルス排出や病原性復帰はありません
3週齢以上の豚に投与可能



日生研株式会社

〒198-0024 東京都青梅市新町9丁目2221番地の1

TEL 0428-33-1009 (営業部) URL <https://www.jp-nisseiken.co.jp>

繁殖成績の向上は次のステージへ

動物用医薬品 使用基準

要指示医薬品 指定医薬品

新規格・新容器でさらに**進化!**



レジプロン®-C 20



- ✓ 発情周期の同調で繁殖効率を最大化
- ✓ 黄体退行遅延の治療をサポート



レジプロン®-S 20



- ✓ 計画的な分娩で生存子豚の確保
- ✓ 効率的管理で現場の省力化を支援



発売元
あすかアニマルヘルス株式会社



FAST, EASY, LASTING PROTECTION

ブラベクト®
スポット 猫用

ブラベクト® プラス
猫用

3 THREE-MONTHS*
PROTECTION



ブラベクト® 錠

ブラベクト®
スポット 犬用

※スポット犬用は最大4か月効果が持続

3か月効果が持続* 次世代のノミ・マダニ駆除薬

VETERINARY MEDICAL INNOVATION

広がる可能性、見え始めた光



bah 物産アニマルヘルス



犬(同種) 脂肪組織由来間葉系幹細胞

STEMCURE®